

入札仕様書

1. 件名

沖縄市イントラネット回線利用契約

2. 仕様

(1) 対象拠点は別紙1「対象拠点一覧」のとおり

・対象拠点については精査中であり、一部拠点が対象外となる等により、今後拠点数が減少する可能性がある。拠点数に変更が生じた場合は、修正した仕様書等を質問回答期限までに提示する。

・契約期間における拠点の変動等に伴う回線増設、廃止、移転、品目変更は、市との協議のうえ対応すること。

・契約締結日以降、市の指示に基づき対象拠点への回線開通を順次行うこと。なお、回線開通に係る初期工事費用については、本契約の対象外（別途、協議のうえ予算額を上限として契約を締結）とする。

(2) 履行期間

・回線構築及び準備期間：契約締結日から令和9年1月31日まで

・回線利用期間：令和9年2月1日から令和13年11月30日とし、以降は本市からの解約申し込みがあるまで継続する。

(3) 内容

・電気通信回線を利用して指定する拠点を接続のうえ、電気通信役務の提供を行うものである。

・対象となる電気通信回線は、帯域確保型の広域イーサネットサービスを主として、対象拠点に対して網サービスを行うこととする。（詳細は（4）ネットワーク仕様による。）

・受託者側で現地に設置する機器は回線終端装置までとし、回線終端装置配下の機器については市が準備する。

・対象拠点の全てにおいて、下記（4）ネットワーク仕様に記載されている仕様を満たすこと。

・他回線事業者の回線を借用して網サービスを提供する場合において、借用した他回線事業者の回線が原因でネットワークへ接続できない等のトラブルが生じた場合は、受託者の責任において問題解決を行い、ネットワークが復旧するよう対応すること。

(4) ネットワーク仕様

i. L2-WAN サービス（以下、「広域イーサネット網」という）仕様

- ・ IEEE 802.3、DIX 規格(Ethernet ver.2)に準拠したレイヤ2仕様で、拠点間でイーサネット通信が可能な LAN 型通信網サービスを閉域網により構築していること。
- ・ アクセス回線は帯域を確保すること。
- ・ アクセス回線の帯域は、別紙1「対象拠点一覧」のとおりとする。

※ 上記サービス品目が存在しない場合は、同等以上（直近上位）の品目を提供すること。

- ・ サービス品質に関する以下の項目の基準値を示し、基準値を満たさない場合は料金返還の仕組みがあること。

内容	基準値
稼働率 S L A	月間稼働率：99.99%以上
故障回復時間 S L A	1時間以内
遅延時間 S L A	月間平均：<県間> 18ms 以内 <県内> 8ms 以内
故障通知時間 S L A	30分以内

- ・ アクセス回線は受託者側で監視できる機能を備えていること。
- ・ アクセス回線ごとの通信量を可視化できる機能を備えていること。
- ・ Tos/TC または CoS による優先制御が可能であること
- ・ 受託者は、電気通信事業者として政府等の公共機関又は大規模組織（従業員数が1,000名以上）における専用回線網について3年以上の提供実績があること。

ii. 共通仕様

- ・ IEEE802.1Q、IEEE802.1ad 準拠の VLAN タグ付きフレームを利用可能であること。
- ・ MTU 値 9000 程度まで拡張可能なジャンボフレームに対応していること。
- ・ レイヤ2 のフレーム構造は、IEEE 802.3 及び DIX 規格の2つのフレームフォーマットをサポートすること。
- ・ 庁内システム・ネットワーク側で、クラス A・B・C のプライベート IP アドレスを全て自由に利用可能なこと（ただし、受託者が開通試験・保守対応時に、あらかじめ市が指定する一部のアドレス IP アドレスを利用することは認める。）
- ・ 受託者の中継設備間を含む全区間の回線は有線とすること。
- ・ 障害等が発生した際に、現地対応を含め迅速に復旧完了できる体制であること。
- ・ 故障発生時に End-End 間（ある拠点の回線終端装置から別の拠点の回線終端装置まで）の故障対応を一元的に対応できるよう、提供するサービス専用の窓口と連絡先が設けられていること。

- ・ 受託者の中継設備間を結ぶ中継区間は、今回調達の運用に支障がでないよう有線による迂回経路等の措置がとられていること。

3. 留意事項

(1) 情報の管理

- ・ 受注者は、沖縄市情報セキュリティポリシーを遵守し、この契約を履行しなければならない。

(2) その他

- ・ 本業務の遂行に必要となる機器、ツール、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、交通費、通信費等については、受託者の負担とすること。
- ・ その他、本入札仕様書に明示されていない事項で、本業務を遂行する上で新たに発生した事項については、十分な協議のうえに対応方法を検討すること。
- ・ 本契約の満了後、本調達機器の撤去については受託者において責任をもって行うこと。
- ・ 業務の遂行中に、既存の建物、施設、設備等に損傷を与えた場合は、直ちに報告するとともに、受託者の責任において速やかに修復すること。
- ・ 沖縄市の指定する現地保守対応業者との連携については、当該契約内で対応すること。
- ・ 支払い方法は月額払いを基本とすること。